

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画

令和 7 年 3 月

古平町

端末整備・更新計画【古平町】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	127	122	113	104	100
② 予備機を含む 整備上限台数	146	140	—	—	—
③ 整備台数 (予備機除く)	0	122	0	0	0
④ ③のうち基金 事業によるもの	0	122	0	0	0
⑤ 累積更新率	0.0	100%	106.1%	115.1%	120.8%
⑥ 予備機整備台 数	0	17	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金 事業によるもの	0	17	0	0	0
⑧予備機整備率	—	13.9%	—	—	—

(端末の整備・更新計画の考え方)

現在使用している端末は、令和 2 年度に購入し令和 3 年度から使用している端末であり、耐用年数に到達する令和 7 年度で購入し、令和 8 年度から使用可能な状態とする。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：180 台

○処分方法

・使用済端末を公共施設や教育施設など地域で再利用 : 180 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する

○スケジュール (予定)

令和 7 年 6 月 処分事業者 選定

令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 4 月 使用済端末のデータ消去

令和 8 年 6 月 公共施設等での使用開始

○その他特記事項

(「⑤ 累積更新率」が令和 10 年度までに 100%に達しない場合は、その理由)

ネットワーク整備計画【古平町】

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）

総学校数：2校

必要なネットワーク速度が確保できている学校数：2校

総学校数に占める割合：100％

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

古平町教育委員会職員による確認及び「教育の情報化の実態等に関する調査」等の結果から、全校で文部科学省が示す推奨帯域を確保していることから、直ちに必要な対策はない。

今後、必要に応じてネットワーク速度の確認を行い、問題が発生した場合は適宜改善策を講じる。

校務 DX 計画【古平町】

校務 DX は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を支える基盤であるとともに古平町働き方改革アクションプランに示している教員のウェルビーイングを推進することに繋がる。これを実現するために、校務全般のデジタル化を推進し、業務の効率化と負担軽減を図る必要がある。

1. GIGA 環境・クラウドツールの積極的な活用

教員と児童生徒の 1 人 1 台端末やクラウドツールの利用を促進し、タブレットを活用した質の高い教育の提供を行う。また、今後数年間をかけ、次世代の校務支援システムの整備とパブリッククラウドの活用を通じて教職員の負担を軽減し、コミュニケーションを迅速かつ活発にする。

2. 文書及び連絡事項のデジタル化の推進

現在、児童生徒の欠席報告について電話でのやりとりを行っているが、ツールによりデジタル化することで負担軽減を図るよう推進する。また学校だより等のお知らせについてもデジタル化することで負担軽減を図っている。

3. 学校のセキュリティ・ポリシーの徹底

情報化社会において、学校も教育活動のさらなる発展を目指すとともに、児童生徒の個人情報や学校運営にかかわる重要な情報資産のセキュリティを確保する必要があるため、セキュリティ対策の強化を図る。

1人1台端末の利活用に係る計画【古平町】

1. 1人1台端末をはじめとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築のため「個別最適な学び」と「協働的な学びの実現」が示されており、子どもたちの資質・能力を育成することが求められている。

古平町では、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るとともに、子ども一人一人の学習状況の適切な分析に基づき、一貫した教育活動が学校全体で進められるよう検証改善サイクルに基づく組織的な取り組みを図る。

2. GIGA 第1期の総括

国の GIGA スクール構想を踏まえ、令和2年度までに全児童生徒分における182台の1人1台端末及び全学校における通信ネットワーク等を整備し、学校現場における教科や学習場面に応じた、情報の収集・理解・整理・発信・共有及び個別の学びのツールとして1人1台端末の日常的な利活用を図り学習活動をサポートした。

しかしながら、教員の習熟度に差があり、十分な ICT 教育を提供できていない場面やサポートが必要なことがあるが ICT 支援員を配置していないことによりサポートに時間がかかることがある。また家庭学習では持ち帰りに制限を課していることや、個人の学習時間の違いによって活用率に大きな差がある状況であり、今後は家庭学習との連動が課題となっている。

3. 1人1台端末の利活用方策

令和2年度に購入し令和3年度に整備した1人1台端末は耐用年数が5年であり、経過すると端末 OS のアップデート等に支障をきたし十分なセキュリティを確保することが難しくなることが想定されることから、令和7年度に購入し令和8年度に全児童生徒分に予備機を合わせた139台の端末更新を行う。また、ICT 支援員の配置について検討を行い、十分なサポート体制の確立を目指す。

1人1台端末の日常的な利活用を継続するとともに、様々な困難を抱える児童生徒に対する支援として、「不登校児童生徒の授業への参加・視聴機械の提供」、「希望する児童生徒への教育登壇の実施」、「障害のある児童生徒や病気療養児等、特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じた支援」など多様な場面での活用を検討する。

児童生徒が「自分で調べる場面」、「自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」、「教職員と児童生徒がやりとりする場面」、「児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面」の5つの場面における具体的な活用方策について、課題の洗出

しや活用事例の情報共有など、学校と連携を図りながら検討し、実行することで学校教育の質の向上を図る。